⑵3　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑵4　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和５・６年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局副局長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が950点以上であること。)。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　平成20年４月１日から本工事の公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

同種工事とは、以下のとおり。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者

「港湾におけるポンプ浚渫船による浚渫工事」

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員

「港湾におけるポンプ浚渫船又はグラブ浚渫船による浚渫工事」

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　技術提案に対する技術的所見が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とし、２名以上申請した場合は欠格とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成20年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体で申請を行う場合は、代表者以外の構成員から配置予定の技術者に対しては、同種工事の施工経験は求めない。

同種工事とは、以下のとおり。

「港湾におけるポンプ浚渫船による浚渫工事」

当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　専門技術力が適正であること。

⑥　申請する技術者が、平成20年４月１日以降に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業)(以下「休業」という。)を取得している場合は、当該休業に相当する期間を、上記施工実績を求める期間に加えることができる。

⑻　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

①　⑺に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　他の工事に技術者として従事していないものであること。

③　定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑺に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑽　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾等しゅんせつ工事のうち、令和２年度、令和３年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る請負工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

⑾　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満の請負工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。)。ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満となった場合は、請負工事成績評定通知書の通知日から１年間、北陸地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の請負工事成績評定通知書に限る。

⑿　本工事に係る設計業務及び発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本・人事面で関係がある者でないこと。(入札説明書参照)

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　⑵によって得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。